# 令和８年秋季火災予防運動実施要綱

【京都中部広域消防組合】

１　目　的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数及び死者数は、平成１７年から令和２年にかけて減少傾向が続いていたが、令和３年からは再び増加傾向にある。死者数の内訳として、６５歳以上の高齢者が７割を超えており、今後、さらなる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等が見込まれることを踏まえると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題となっている。

また、近年の大規模地震では、電気に起因する火災が多く発生していることから、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。加えて、令和７年には岩手県大船渡市などで大規模林野火災が発生し、令和８年においても、岩手県大槌町をはじめ、北海道根室市など全国各地で林野火災が発生し、甚大な被害が生じている。このため、「火災注意報・火災警報」の適切な運用や火気の取扱いに関する注意喚起など、林野火災を含めた火災予防対策をより一層推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、下記４及び５の項目を中心として、火災予防対策の推進を図るものとする。

２　防火標語（２０２６年度全国統一防火標語）

『火の確認 いい日を支える いい習慣』

３　実施期間

令和８年１１月９日（月）から１１月１５日（日）までの７日間

４　重点推進項目

（１）住宅防火対策の推進

（２）地震火災対策の推進

（３）林野火災予防対策の推進

5　推進項目

（1）防火対象物等における防火安全対策の徹底

（2）製品火災の発生防止に向けた取組の推進

（3）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

（4）放火火災防止対策の推進

（5）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

6　重点推進項目及び推進項目の具体的な実施事項

（1）重点推進項目

ア　住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法及びその必要性について具体的な広報を実施するとともに、経年劣化した住宅用火災警報器の交換を推進する。また、住宅用消火器をはじめとする住宅用防災機器等及び防炎品の普及促進を図る。

さらに、高齢者等の要配慮者の把握及び安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を推進するとともに、電気火災やたばこ火災の防止に係る注意喚起広報を実施する。

イ　地震火災対策の推進

家具の転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器、防炎品及び住宅用消火器等の普及促進を図る。

また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及促進を図る。

ウ　林野火災予防対策の推進

空気が乾燥する季節を迎え、林野火災の発生件数が増加する傾向にあることから、林野周辺住民及び入山者等の防火意識の高揚を図る。また、林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導するとともに、林野関係者との連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努める。

（２）推進項目

ア　防火対象物等における防火安全対策の徹底

消防用設備等の適正な維持管理及び防炎物品等の使用の徹底を図り、防火管理体制を充実させる。

また、重大な消防法令違反対象物に係る公表制度について関係者への周知を図るとともに、履行期限又は改修計画の期限を経過しているものについては、警告・命令等の上位措置への移行も念頭に置き、早期の違反是正に向けた取組を推進する。

イ　製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用及び維持管理並びに製品火災に関する注意情報の周知を図る。

特に、近年、充電式電池やガストーチバーナーに起因する火災が多く発生していることを踏まえ、適切な使用方法や取扱いに関する注意喚起を図る。

ウ　乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報及び警戒を徹底するとともに、火気の取扱いに関する注意喚起及び工事等における火気管理の徹底を図る。

エ　放火火災防止対策の推進

放火火災に対する地域の対応力を向上させるとともに、ガソリンの容器への詰替え販売における本人確認等の徹底及び物品販売店舗等における放火火災防止対策の徹底を図り、効果的な放火火災被害の軽減対策を実施する。

オ　多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導を強化するとともに、催しを主催する者及び火気器具を使用する屋台等の関係者に対し、火災予防上必要な指導の徹底を図る。

7　地域の実情に応じた重点項目

（１）電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

電気配線及び燃料配管の適切な維持管理並びに老朽化した器具、配線及び配管の交換を推進するとともに、電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底を図る。

（２）危険物等に係る災害防止対策の推進

危険物等の適正な貯蔵・取扱いの徹底を図るとともに、危険物等の安全な移送及び運搬の徹底による災害防止対策を推進する。

（３）「１１９番の日」の推進

「１１９番の日」を機として、迅速かつ的確な１１９番通報に係る広報を実施するとともに、救急自動車の適正利用に関する意識の向上を図る。

８　実施要領

（１）別紙「住宅防火 いのちを守る １０のポイント －４つの習慣・６つの対策－」に関する広報等を実施する。

（２）効果的に火災予防思想の普及を図るため、次に掲げる事項を実施する。

ア　構成市町、消防団、管内事業所等への本運動の実施に係る協力依頼

イ　広報媒体の配布及び掲出など各種媒体を積極的に活用した広報

ウ　構成市町、消防団、管内事業所、地域住民等との連携

エ　巡回広報、査察等の実施

オ　新聞、ケーブルテレビ等への記事の掲載（放送）依頼及び記事の提供

別紙

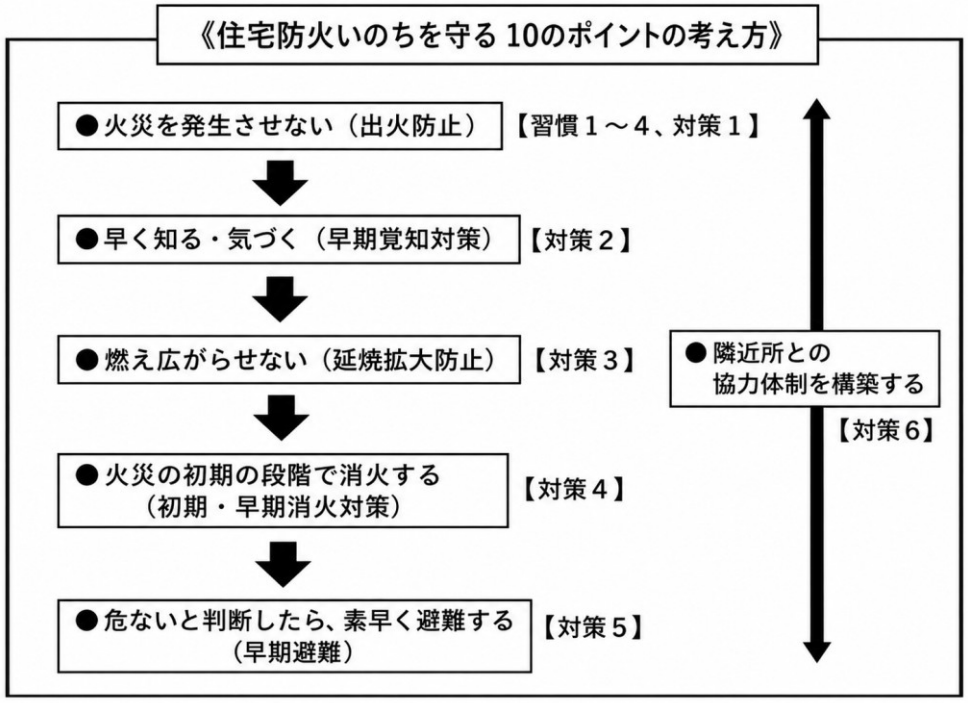
# 住宅防火　いのちを守る　１０のポイント
## －　４つの習慣・６つの対策　－

### ４つの習慣

○　寝たばこは絶対にしない、させない。
○　ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
○　こんろを使うときは火のそばを離れない。
○　コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### ６つの対策

○　火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
○　火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、１０年を目安に交換する。
○　火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
○　火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
○　お年寄りや身体の不自由な人は､避難経路と避難方法を常に確保し､備えておく。
○　防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。


《住宅防火いのちを守る 10のポイントの考え方》
●火災を発生させない（出火防止）
【習慣１～４、対策１】
●早く知る・気づく（早期覚知対策）
【対策２】
●燃え広がらせない（延焼拡大防止）
【対策３】
●火災の初期の段階で消火する
（初期・早期消火対策）
【対策４】
●危ないと判断したら、素早く避難する
（早期避難）
【対策５】
●隣近所との
協力体制を構築する
【対策６】